

〔9番 前川文博 登壇〕

○9番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので一般質問を始めさせていただきます。今回、大項目で4点質問させていただきます。

まず1点目ですが、スクールバスについてということでスクールバス関係のこと。運転手の確保とか車両の更新計画について伺います。飛騨市内には18台のスクールバスがあります。濃飛バスの車両で運行している地域のものもあります。神岡町内のスクールバスは昨年運行事業者が撤退しまして、現在は飛騨ゆいが運行している状況でした。開会日には飛騨ゆいの経営報告もありまして、バス事業は撤退したけどスクールバス事業を運行してこちらで支えていくような報告もございました。

そこで1点目、運転手の確保ということですが、どこの業界でも人材不足と高齢化、バスのほうですと運転手が確保できない状況となってきております。いろいろなところでバス路線の縮小、本数の減便、そんなことが路線バスでも言われていて、高速バスのほうもコロナ禍から含めてだんだん本数が減っていくと。コロナ禍で休止になっていたものが廃止になるというような状況も今続いているぐらい不足しているという状況になっております。飛騨市もですが、全国的に児童・生徒が減少していくことを見据えて、スクールバスの運行体系とか委託方式を今後持続していくにはどうしたらいいのか、そういった方策を考えているのかまず伺います。

2点目です。車両の更新計画ということです。車両の老朽化が著しいものがあります。特に古川の1号車、2号車、これは66人乗りの大型車で13年ほど使用しているものでした。先日、車両を見てきましたら、ボディーには穴が空いてアルミテープで塞いであるというか、補修してあるような状況でした。話によるとバスのおなかにあるトランクもさびがひどくて、荷物を乗せたら荷物が落ちたというような話も聞いたことがあります。これは聞いた話ですので確認は取れておりませんが、そんな話を伺いました。

スクールバスは部活バスとしても運行されることもあります。岐阜などの長距離の遠征にも使用されることも出てまいります。しかし、保護者からこのようなバスを見て心配の声も上がっております。内容は今も言いましたが、「見た目もさびて穴が空いている。トランクも荷物が抜け落ちる。それを見て安心して子供を乗せられない。特に岐阜とか長距離のときには使ってもらいたくないな。」というような話を聞いております。13年程度で、さびによるボディーの穴空きはあまり聞いたことがないと思います。私も今家で15年、16年という車に乗っておりますけども、ボディーにさびが出てくるといことがほぼありませんので、この程度でという思いがあります。

走っておりますと路上で濃飛バスの平成22年登録のバスもよく見かけますが、このバスのトランク付近、ドアが開くトランクのところですけども、その端に少しさびが浮いてきていますが、塗装をしてそれが分からないような状態で使われているということで穴が空くような状況でもないものが走っております。こちら平成22年登録ですので使用期間が13年程度ということですが、スクールバスは営業車より走る距離は短いと思います。今後、保護者が安心して子供がスクールバスに乗っていくことを見送れるようなことをやっていくのが重要ではないでしょうか。そこで、今後のバスの更新計画についてお伺いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

スクールバスについてのご質問をいただきました。初めに運転手の確保についてお答えします。運転手の確保は、株式会社飛騨ゆいに限らず、また、バス事業者に限らず大きな課題となっております。現在、当市におきましても、市営バス・スクールバスのドライバー募集を行っておりますが、綱渡りの状態が続いていることから、市内事業者には雇用される形で、2種免許や大型運転免許を取得する際の補助制度を設けるなどして応募の促進に向けて取り組んでいるところであります。また、雇用される市内事業者におきましても、独自の補助制度を作るなどして鋭意募集を行っております。神岡町内のスクールバスに関しては、飛騨ゆいと濃飛乗合自動車株式会社に委託して実施しております。特に飛騨ゆいでは運転手を募集しながら、現在の職員の異動も含めて運転手の対応を検討していただいていると聞き及んでおります。今後も児童・生徒は減少傾向にありますが、当面はスクールバス受託業者の皆様と連携しながら、現在の体制をできるだけ維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

2つ目の車両の更新計画についてお答えします。議員ご指摘のとおり、古川1号車及び2号車は最も老朽化の進んでいるバスです。2台とも平成21年に購入した大型バスで、1号車は古川町数河から上町までを中心に、現在まで約26万5,000キロメートル、2号車は五ヶ村地域を中心に約23万キロメートルの走行距離があり、学校の課外授業や部活動などでも利用されております。

今年は各学校の部活動も盛んで、スクールバスの部活バス利用もコロナ禍前に戻りつつあり、目的外使用として県大会出場のための岐阜方面の長距離運行が2回行われました。スクールバスは座席も固定で背もたれを倒すことができませんし、車内での飲食も制限されますので、長距離運行は生徒にとっても大変であったかと思えます。とはいえ、スクールバスはベテランの運転手による安全運転や日々の整備によるバスの維持管理にも注力していただいておりますので、運行そのものには支障がなかったと捉えております。しかしながら、長距離運行はスクールバスとして契約している単価とは見合わない状況にもありますので、今後は飛騨管内までの運行として制限してまいりたいと考えております。

なお、スクールバスの維持管理については、受託事業者により走行後の洗車など、営業車両と変わらない維持管理に努めていただいております。毎日の運行により、外観は簡易的な修繕となっておりますが、安全を確保するための修繕は怠ってはおりません。特に老朽化の進んでいる古川1号車及び2号車におきましても、さびの著しい部分にはご指摘のようにアルミテープを貼って簡易的な修繕としておりますが、トランクから荷物が抜け落ちたという事実はございません。

民間のバス会社では概ね10年から13年、走行距離70万キロメートルから90万キロメートル程度で更新していると伺っております。スクールバスは民間の路線バスや観光バスと比較すると走行距離は短くなってまいりますが、坂が多く、冬場の雪道や融雪剤による影響から足回りに限界が来てまいりますので、概ね15年及び走行距離20万キロメートルを超えた段階で更新を検討しております。古川1号車及び2号車についてもスクールバスの更新計画に基づき、来年度以降の更新を検討しているところです。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○9番（前川文博）

2つ答弁いただきました。トランクの荷物ですけど、私も最初聞いたときは何かほかの物が落ちたということを知ったんですが、いろいろと調べたらトランクの荷物だったのかなという話があったので、先ほど言いましたが、聞いた話でどこまでの確認は取れていませんでしたので、落ちていないのならないでいいのですが、バスの更新は15年もしくは20万キロメートルを目安ということでよろしかったですか。確認します。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

はい。現在のところ、その予定であります。

○9番（前川文博）

そうしますと1号車26万キロメートル、2号車23万キロメートルということですが、年数からいくとまだ1年、2年あるかなというところかなと思うのですが、この20万キロメートルを超えてきて、今距離を聞いて結構走っているなど思ったのですが、どうなんですか、この20万キロメートルいきそうだなとなった頃に更新計画を立てて変えるとか、そういったことは計画自体されなかったのか。15年行くまでは20万キロメートルというのは関係なくいくという方針なのか、その辺はどうですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

従前はもう少し短い距離であったと記憶しておりますけども、最近車の寿命も延びまして、大分長い距離も走れるということですが、やはり先ほども答弁で申しましたけども、道路の状態、いろいろな環境によりまして車の状態も変わってきます。それで20万キロメートル目安で、一応1年の年間走行距離というものは大体決まっておりますので予想はつくんですけども、やはり財政的な面もございまして、我々のほうでは一応走行距離を目安にして更新時期を考えますけども、現実的には車の状態を見て変えるようなこともありますので、一概に何年後とはっきりは言えないんですけども目安として更新時期を決めております。

○9番（前川文博）

分かりました。20万キロメートルでいきなり走れなくなるとか、そういうことではないと思いますが、ただ、やっぱり見た目ですよ。親が行ったときにアルミテープでというところで多分一番心配なのかなと。もうボディーがそういう状態だったら足回りどうなのというような感覚かなと思うんです。多分、私も子供を連れて行って「これで岐阜まで部活バスで行ってね。」と言われても、岐阜まで行けるのかなと思ったりしますので。今年は岐阜方面へ2回使って、今後は使わないという話ですけども、部活バスという制度がありますので、これは多分濃飛バスとかニュー飛騨観光とか、そういったバスを使うことになると思うんですけど、昔はこのバスが古川中学校では親が運転したというのもあって、それがなくなってきて、今新しいバスになったからこれだけ期間がたってきたということで話を聞きながら思い出しておりました。

それで1個あるのが、今1号車、2号車って大型バスで66人乗りになっていると思うのですが、この66人乗りというものは、今の児童・生徒数で言ったときに今後も必要なサイズなのですか。もう少し小さいものであれば、ほかのところと入れ替えたりとか回したりできるようなところがあるのですが、この66人乗りというものが今後も必要なかどうか、その辺をお伺いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

大型バスが必要かということですが、5年後、10年後になりますと、人数は把握しておりませんが、ここ数年は60名程度必要になってきますので、今の更新ではこの大きさでやる必要があるというふうに考えております。

○9番（前川文博）

分かりました。60人乗るのであれば66人乗りが必要だということになりますので、この先、変えてから15年ぐらいはそれでいくことにはなりますが、あと更新時にいろいろと計画を練り直してコストの安い、そしてちゃんと手入れをしていけるというようなものにしていただければいいと思います。

今バスの運転手もそうですけど、トラックとかで2024年問題で結構いろいろ言われていて。バスのほうも今まで1日16時間まで拘束できたというものが、2024年からは上限15時間。14時間以上の拘束は月3回までとなると、部活バスとして神岡から出ていったものも、16時間は今までオッケーだったけど使えなくなるとかまたいろいろなことが出てきますし、いろいろな意味でこのスクールバスの運転手の方には、学校の児童・生徒を運ぶということでお力をいただいておりますので、今後も何とか確保していただいて、安全な運行を続けていただきたいと思いますので、教育委員会の人力を期待しまして次の質問に移らせていただきます。

それでは2点目、観光地における非常時の連絡手段と熊対策ということで4点お伺いいたします。1つ目、池ヶ原湿原、天生湿原での非常時の通報手段。2つ目が狩猟免許補助金の実績と活動状況。3点目は、熊対策などの実績。4点目は、バイオトイレの使用再開についてということです。

今テレビでも、熊、熊、熊とって熊報道が多いです。今日も宮川町森安で親子の熊が出たということがメールで入っていましたが、先日北海道では、恐れられていたOSO18が駆除されたというニュースが流れました。仕留めたのは役場の職員で、OSO18とは気づいてなく後々知ったというのは皆さん周知のことだと思います。地元の方は一安心したものの、さらにこれを上回る熊がいるのではないかとと言われております。このOSO18は頬に真新しい爪痕が4本ほど残っていて、片方の耳がちぎれていた状態であったそうです。前日にこの場所で親子熊2頭が目撃されていて、現場付近は警戒中であったと聞いております。この親子熊と喧嘩して弱っていたのではないかとされているようです。また、最近では、旅館のロビーに熊が入り15分ほど居座りソファでくつろいでいる様子も撮影されていきました。一步間違えば人間と接触しかねない状況であったようです。この個体は耳にタグがついており、一度捕獲された個体が放されたものではないかと聞いております。人間を怖がらない熊が増えていると思われ、今後の対策が重要になっ

てくるのではないでしょうか。

そこで1点目、天生湿原、池ヶ原湿原での非常通報の手段はということです。飛騨市には湿原が3つあります。神岡町の深洞湿原は大規模林道のところにゲートがあり、自由に入れる場所ではありません。池ヶ原湿原と天生湿原は観光地として整備され、自由に入れる観光資源となっています。しかし、どちらも電気や水道などのインフラもなく、携帯電話もエリア外となっています。管理人が常時いて対応しているのではなく、自由に入れる観光地です。ここで足を滑らせてけがをしたり、熊などに遭遇して攻撃されたときに連絡を取る手段がありません。数十分かけ車で下山し通報するしか手段がありません。このときに車が運転できる状況であれば下りてできるのですが、非常時に通報するシステムなど、今後考えていく予定はあるのかないのかお伺いいたします。

2点目です。狩猟免許補助金の実績と活動状況です。獣害対策として狩猟免許取得に対する補助制度があります。もろもろ含めて上限が50万円。免許取得後は有害駆除などの業務を行うこととなります。補助制度上で活動実績など報告があると思いますが、どのようになっているのでしょうか。現役世代で免許を取得した場合、現在の仕事や業務が優先されることもあり、有害駆除業務になかなか参加できないことも考えられます。昔のように狩猟免許所持者が大勢いればいいのですが、現在は人数が少ない状況です。過度な負担をかけず、免許所持者を増やしていくことが必要と考えられますが、何か対策は考えているのでしょうか。

3点目です。熊対策などの実績です。熊などの駆除件数はどれぐらいになっているのでしょうか。熊の出没が多すぎて通報しない地域もあります。そういった地区の出没状況などはカウントされていません。それにより、有害駆除の許可数が増えないのではないかと聞いたこともあります。どのような対応をしたら許可数を増やせるのかお聞きいたします。

4点目です。バイオトイレの使用再開です。池ヶ原湿原のバイオトイレは現在稼働していません。駐車場に仮設トイレが置いてあります。せっかく作ったバイオトイレですが、稼働できない原因は何でしょうか。今後、対策をして使えるようにしていく必要があると考えますが、どのような予定でしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私からは1点目の池ヶ原・天生両湿原における非常時の通報手段についてお答えします。

現在、両湿原においては、安全パトロール員に対しデジタル簡易無線を貸与し、有事の際には活用いただけるようにしていますが、この対応で賄えるエリアは極めて限定的であることから、かねてから複数の移動体通信事業者との間で携帯電話の通話エリア拡大に関する協議を進めてきたところであり、本年度も当初から改めて交渉を進めてまいりました。しかしながら、いずれの事業者からも住民の居住地域ではないことや電源の確保も含め、事業費が莫大な金額になることなどを理由に事業化の見込みが立たないとの考えが示されており、エリア拡大は非常に困難な状況です。

他方で、新たな技術を用いた対応として、LPWAと呼ばれる無線規格を利用し、低消費電力

で遠距離通信が可能な緊急通報機器の導入や、衛星ブロードバンドインターネット機器を用いた通信などの提案をいただいております。今後は、実際の利用に耐え得るかの確認や、事業費の試算など実証実験等を踏まえながら慎重に検討してまいりたいと考えています。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

私からは、2点目、3点目のご質問について、2点目の狩猟免許補助金の実績と活動状況からお答えします。狩猟免許取得の補助を創設した平成29年度から昨年度までの6年間で28名が補助を活用し狩猟免許を取得しており、今年度は5名の方から狩猟免許取得の相談を受けております。狩猟免許取得後は猟友会に所属されるとともに、市鳥獣被害防止計画に基づく「飛騨市鳥獣被害対策実施隊」として任命し、鳥獣の捕獲や追い払い、見回りなどの活動をしていただいております。飛騨市鳥獣被害対策実施隊としての活動実績は、毎年、市へ提出いただく報告書により把握しておりますが、議員ご指摘のとおり、各個人の事情もあり、活動には個人差が見られる現状にあります。このため、まずは活動に個人差が生ずる諸事情を把握することから始めて、限られた人数で効率的な活動を行うために何が必要かなど、鳥獣被害対策実施隊の皆様と意見交換を行ってまいります。

3点目の熊対策の実績についてお答えします。今年度の熊の捕獲頭数につきましては、これまでに古川町で10頭、宮川町で3頭、神岡町で21頭の合計34頭となっております。熊の捕獲許可は農作物への被害や人的被害の恐れ等がある場合のみに発出できることとなっており、目撃情報を基に許可数を増やすことはできません。一方で、こうした被害を未然に防ぐためには、目撃情報を把握することが重要であると考えております。

議員ご指摘のとおり、熊の目撃情報の通報に関し地域差があることは、課題の1つであると認識しております。このため、まずは同報無線や広報誌等を通じ、いま一度、市民の皆様に対し熊を目撃した際には市または鳥獣対策サポートセンターに情報提供していただくよう周知を行ってまいります。また、こうして集まった情報を基に熊による被害発生の可能性がある地域がある場合は、鳥獣対策サポートセンターによる現地確認を行い、必要に応じて誘引物となる果樹等の除去への支援や、わなによる捕獲などの対策を講じてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔宮川振興事務所長 平田直久 登壇〕

□宮川振興事務所長（平田直久）

それでは、私からは4番目のバイオトイレについて答弁をさせていただきます。

池ヶ原湿原のバイオトイレは、旧宮川村時代にくみ取り式トイレとして整備したものを、平成17年度に衛生面の機能向上を目的に、バイオを利用した処理水を使用する自己完結型循環式水洗トイレとして改造したものです。

バイオの活動を活発化させるためには、ある程度の水温が必要であり、水温確保用ヒーターのほか、送水ポンプやブローアを稼働させるための電力が必要でしたが、商用電気の普及していない現地において、自家発電機によりこれらを賄う電力を確保するしか手立てがありませんでした。しかしながら、繁忙期のゴールデンウィークの時期は、外気や処理水が低温であることに加え、利用者数が想定域を超えていたためバクテリアの処理が追いつかず、処理水の色や臭いが取り切れない状況が続いておりました。また、閑散期はその逆で、利用者数が想定域に達しないためバクテリアが活動しないことに加え、少ない来場者のために発電機を稼働させるコストの問題。さらには、納入業者の廃業もあって専門的なメンテナンスも受けられない状況にありました。このため、平成30年度より現在のような移動式の仮設トイレを借り上げて対応しているところです。

議員ご指摘のように、今後対策をして使うことも案としてはありますが、今申しあげましたような事情に加え、当該トイレは豪雪対策のため1メートル程度の高床式になっており、バリアフリー対応のトイレとしての利用に適さないことなども考え合わせますと、再利用は困難であると考えております。

今年度、ソーラーシステムにより送水、圧送ポンプを備えた移動式仮設トイレを検証用として設置してみたところ、何ら問題なく稼働したことが確認できました。既設トイレを設置した頃は技術的に相当進歩していますので、今後は固定式、移動式のいずれにするかの検討を含め、ソーラーシステムを備えたトイレの設置を第1候補として検証を重ね、来場者が快適な環境の中で宮川町の貴重な自然資源をゆっくり楽しんでいただけるようにしていきたいと考えています。

〔宮川振興事務所長 平田直久 着席〕

○9番（前川文博）

4点回答いただきました。それではまず1つ目ですけども、非常時の通報ということでパトロールの方がデジタル無線を持っていらっしゃって、いらっしゃる間は連絡できる体制だというのは分かります。これまでに携帯電話会社ですね、そういったところも話してあるけども、金額が大きい。電気を引くのにもお金がかかるから電気を引けないということも今まで何度も話は聞いてきております。

今ほどあったLPWAを使ってという話ですが、私、これ初めて聞くものなのですが、どういったものでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

ただいまのは省電力の子機同士を何台も、いわゆるエリアにメッシュのように置くわけです。そういったエリアを作るわけですね。この距離がワット数にもよるんですけども、見通しにもよるんですけども、100メートルとか500メートルとか、いろいろな距離があるのですが、そういったものを置くことによって、ある一定のエリアが通信できるエリアになるというようなものです。

ただ、これについても省電力ですので、データの送る量というのが小さく限られているそうです。それから、いずれにしても商用電力がないものですから、毎日毎日置いてあるところへ行って、バッテリーを交換しなければいけないという手間もあるというようなことから、一応ご提案をいただいているんですけども、今後どうかなということもあります。

いずれにしても、先ほど申しましたとおり、もう一方は衛星回線を使うという手もあるんですけども、衛星回線は空さえある程度開けていればいいんですけども、行って帰ってきたときに、アンテナで受けるんですけど、ここから例えば自分の携帯へ行くんですけども、この間がWi-Fiなんです。そうすると、いずれにしても受けたところからのエリアというのが恐らく10メートル以内というようなことですので、山へ行った方がもしけがをされても、当然ここには通じないということですから今の無線とあまり大きな差異はございません。こういったことを踏まえて何が一番いいか、今後の新技術の発展を期待しながら勉強していきたい、研究していきたいと思っているところでございます。

○9番（前川文博）

場所が場所ですので、電源の問題が多分出てくるんですよ。あそこは結構、駐車場のところはちょっと開けていますけど、衛星電話を置いても夏だと上が葉っぱで通じないというようなこともあると思いますけど、やっぱりあそこでけがをして連絡手段がないということが、次の日に誰も行かず2日後に発見されたとかってなると、そのほうが大変ですので、今いろいろなシステムを見て慎重に検討ということでしたので、いろいろ検討していただいて対応できるのであれば早めにやっていただきたいなというふうに思います。

それから、今度は2番目、3番目の狩猟免許のほうですけども6年間で28名で、今年5名ほど相談していらっしゃるということでした。個人の事情を把握して活動のほうをとということですが、やっぱりここが一番重要だと思うんですよ。今なら免許取りに行く時間はあるけど、実際活動するのは定年になった頃からはしたいなとか、そういう思いで取られる方もあると思うんですね。でも今は人数が少ないので、取ってくると活動してよと思う方もいらっしゃるわけですよ。そうすると何で免許取ったのにやってくれないのという話も出てくるし、でも取った人は取った人で、私はこの日は仕事なのでできないんだというふうになると、そこでの思い違いでということも発生していきますので、その辺をきちんと整理してもらって、中での運営をうまくいくようにしていただきたいんですが、何か対策ではないですけど、何か考えていますか。今は情報を把握していくというぐらいのところですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

議員おっしゃるとおり、まず皆さんそれぞれ諸事情があつて、その辺りに私どもとかサポートセンターが入りまして、どういった状況にあるかというそれぞれの端緒を多く集めて、コミュニケーションも含めて円滑にしていきたいというのがまず答弁の詳細でございます。

それから、それを踏まえて来年度、これから予算編成に向かうわけですが、どういったことができるのかも含めて、例えば報酬なんかも具体的に調べて、実績に応じたやり方があるかとか、その辺りも含めてこれから検討を進めてまいりたいと思います。

○9番（前川文博）

もう1点、先ほど熊の捕獲が古川町で10頭、宮川町が3頭、神岡町が21頭の合計34頭という話でしたが、これは捕獲したということですが、駆除したという意味でしょうか。それとも捕獲して奥へ行って放したということなのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

まず捕獲して、その後、そのあと止めさしをするかどうかというところだと思うんですが、手元で全て止めさしをしたのか、あるいは一部山に帰したのかというのはちょっと分かりませんが、ほぼ止めさしをしているというのが実情でございます。

○9番（前川文博）

ほぼ止めさしをしてあるということであれば、放したのは数頭ということなのでいいのですが、逆だとせっかく捕獲してもほとんどまた戻って数変わらないのではないかということになりますので、できるだけ数を減らしていただいたほうがいいのかというふうに思います。

それから、今度は4点目のバイオトイレですけども、平成17年に作ったという話でした。聞いていて思ったんですけど、その作った当時に水温がある程度必要だということでヒーターを使わなければいけない、送水ポンプを使わなければいけない、電力が要りますよということがあったのに電気がないところに作ったということなんですが、その当時はこれを動かすために発電機か何かでやられたんですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所長（平田直久）

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、商用電力がないということで自家発電装置ということで発電機を購入しまして、そちらのほうで対応しておりました。

○9番（前川文博）

それで平成30年から仮設トイレ、駐車場の端に置いてある白いやつですよ。これを設置して今利用していると。たしかゴールデンウィークとか人の多いときは、もう少し増設して対応されていたんではなかったか。それ1つでやっていらっしゃったんでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所長（平田直久）

トイレの数についてでございますけども、4月から6月の間につきましては、洋式のトイレを2基設置しております。それから4月から10月の間につきましては、多目的ということで車椅子対応が可能なトイレを1基設置をしているということで、合計3基。今年度につきましては、検証用ということで4月～5月の2か月、ソーラーのついたものを1基例年よりも多く設置をしておいた状況でございます。

昨年度につきましては、その検証用のものがなかったわけですけども、トイレについて順番ですごく並んでいて苦情があったとかそういったことはお聞きしておりませんので、数的には足りておるというふうに思っております。

○9番（前川文博）

分かりました。それで対応できているので、今度は今のバイオトイレをもう使わないなら使わないで壊すとか、解体をしていかないと、ずっと残すわけにはいかないと考えますし、場所も場

所ですので、そっちの対応も考えていただきたいなと思います。

それでは次の質問に入ります。3点目です。船津火災跡地の活用と看護師住宅整備についてということです。4点ございます。1つ目、船津火災跡地の利活用の方向性。2点目、残地建物と段差の整備について。3点目、10年一括借り上げ住宅の費用負担。4点目、現在の医師住宅と看護師住宅の活用についてです。

令和2年5月24日に発生した船津火災、13棟が焼ける大きなものでした。その後、市で土地を買い上げ、解体工事が進み、当時は相続人不明であった1棟が未解体で残っています。土地は5メートル以上の段差があり、利活用するには擁壁の改修など費用負担が大きいところです。相続人不明であった1棟も譲渡を受け、現在は市の所有となっております。この火災跡地の利活用が決まった段階で解体作業も進めていく方向性が表明されていきました。現在は無料の駐車場として、買い物などの市街地利用者に開放しています。この件については私、令和2年6月と令和3年3月の2回質問しておりますので、今回、最後になると思いますけど質問で確認をさせていただきたいと思います。

1点目です。船津火災跡地の利活用の方向性ですが、今回の補正予算で一般会計から市民病院会計に3,500万円の繰り出しがあります。医療従事者職員の住宅整備のようですが、この3年間でどのような協議がされて、医療従事者用を含む集合住宅整備の方向性となったのでしょうか。また、3,500万円の内訳はどのようなものかお伺いいたします。

2点目、残地建物と段差の整備についてです。この土地には5メートル以上の段差があります。現在の擁壁は石積みなどの昔ながらの工法で造られたものです。地震などの災害に対応できるものではありません。また、未解体の1棟の解体工事が必要となります。事業を行う前には解決しておく課題と考えますが、どのようにされるのでしょうか。

3点目、10年一括借り上げ住宅の費用負担です。現在は医師住宅が建設中です。1LDK2部屋、2LDK2部屋の合計4部屋。民間事業者が建設し、10年一括借り上げの方式で行われます。今回の医療従事者用住宅は、医師住宅と同じ10年一括借り上げ方式を考えているのでしょうか。また、賃貸金額については、市の職員が部屋を借りるのと同じ住宅補助形式でよろしいでしょうか。

4点目、現在の医師住宅と看護師住宅の活用です。新たに医師住宅4部屋と医療従事者用住宅が6部屋できます。令和4年12月の水上議員の一般質問で「現在の住宅は27年から29年ほど経過し、耐用年数を超えている。新たな建物ができれば利用する予定がなく、基本的には取り壊し利活用したい希望があれば譲渡も含め検討する。」と答弁があります。普通の木造住宅では、30年程度で耐用年数が過ぎて取り壊すなんてことはありません。リフォームしたりして住んでいるのが現状です。現在は世帯用の医師住宅が4戸、単身用が4戸、看護師住宅が6戸であり、医師住宅は8部屋中2部屋が空いているだけです。看護師住宅も6部屋中半分程度空いていると聞いております。しかし、使い勝手が悪いなどで、何名かの方はそこに入らず民間の賃貸住宅に入居していらっしゃる。また、医師は定期的に変わっていかれます。その際に少し部屋数に余裕がないと、今後入れ替わるときに空き部屋がないということで、うまくいかないときが出るのではないのでしょうか。これは看護師住宅、医療従事者用住宅も同じだと思います。新しい住宅ができれば、現在の住宅は空き家となります。これまで居住中であったため、工事ができない部分もあ

ったかもしれませんが。無人であればリフォーム工事もでき、今の時代に合った間取りにすることも可能ではないでしょうか。取り壊しや譲渡を考える前に、病院の今後も考え、他地域からの職員確保をするには住宅整備がさらに必要と考えますが、これらを活用していくことは考えているのかお伺いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔神岡振興事務所長 三井大輔 登壇〕

□神岡振興事務所長（三井大輔）

私からは、1点目の船津火災跡地の利活用の方向性についてと、2点目の残置建物と擁壁の整備についてあわせてお答えをいたします。

火災跡地の活用については、神岡町の各種団体や近隣住宅などの方にアンケート調査を実施し、その結果を基に庁内で協議を行い、集合住宅の整備を第一に検討を続けてまいりました。その過程においては、市民病院の研修医住宅の整備で実施した手法をモデルにし、民間集合住宅を一定期間、一定戸数借り上げることを条件にその整備を公募とすることを前提として、これまで市内外の不動産事業者等にヒアリングを重ねまして、採算性も含め、その手法が可能であるかどうかについて時間をかけて慎重に検討してまいりました。

その結果、集合住宅の整備を行うことが可能であるという見込みが立ちましたので、医療従事者の安定的な確保のため市民病院が必要とする単身用6戸を整備する方針とし、あわせて一般貸付住宅の整備の提案を求めることで、大きな課題である神岡町内のアパート不足に対応するとともに、中心市街地の活性化に寄与することを目指すことといたしました。

病院会計繰出金の内訳は、擁壁改修を含めた宅地造成費及び病院事業の負担軽減を図るための前払い家賃を合わせて3,500万円としております。このうち、宅地造成費が8割以上を占めると思われますが、民間による整備によりコストダウンを図り、前払い家賃分をより増やすことができるのではないかと期待をしているところでございます。

次に、残置建物と段差の整備についてですが、議員ご指摘のとおり、既存の石垣は岐阜県建築基準条例に適合しておらず、宅地造成には擁壁の改修及び既存建物撤去は必須事項となっております。ただし、市で実施するよりも、こうした集合住宅整備と併せて実施することで諸経費等の軽減を図ることが可能であることと見込めることから、一括工事として整備する方針といたしました。

〔神岡振興事務所長 三井大輔 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔病院事務局長 佐藤直樹 登壇〕

□病院事務局長（佐藤直樹）

私からは、3番目と4番目の2つをお答えさせていただきます。

まず3番目、医療従事者用住宅の整備方式についてですが、船津火災跡地に整備予定の医療従事者用住宅は、現在整備中の医師住宅と同様に、直営建設方式ではなく、市の求めに応じて民間事業者が建設した集合住宅を一定期間、一定戸数を借り上げる方式を予定しております。これに

より、民間の柔軟な手法やノウハウを生かした整備を進めるとともに、将来にわたる維持管理費用と業務の両面から負担の軽減を図りたいと考えております。

医療従事者用住宅として、市民病院が10年間一括で借り上げることとなる6部屋は、「飛騨市医師等住宅の設置及び管理に関する規則」にのっとり、入居者から一定額の家賃を病院に支払ってもらうこととしており、職員が民間賃貸住宅を直接借りた場合に支給される住居手当の手法とは異なるものとなります。

続きまして4番目、現在の医師住宅と看護師住宅の活用について。現在の医師住宅、看護師住宅の建物の今後の活用について、議員ご提案のように、これらの住宅をリフォームし再利用することで、採用や退職に伴う引っ越しの際に入れ替え用の余裕が生じるなどの効果が生まれることはそのとおりであると思えます。しかし、研修医住宅の整備以降、民間事業者が整備した住宅を借り上げることとしておりますのは、病院職員の負担を軽減することにも大きな目的があるものです。市の財産である場合、例えば水回りの不具合や建物の破損、降雪時の除雪対応などについて、その都度、職員が電話を受けて現場に走り対応しなければならず、実際に大変な負担になっておりました。しかも、修繕が必要となれば、見積もり、予算要求、工事の発注、予算執行の事務負担も極めて大きくなります。医師住宅、看護師住宅を引き続き市で保有することとなれば、この負担は軽減されることはないということになります。

したがって、議員ご指摘のような利点はあるにしても、それをこうした負担と天秤にかけた場合、財産を保有し続けるほうがマイナスが大きくなると考えております。

なお、市内の社会福祉法人等が従事者用住宅を探しているとの声も聞いておりますし、慢性的なアパート不足の中で民間事業者の活用についても打診する価値はあると考えており、譲渡による活用が図られるのであれば、それは望ましいことであると考えます。いずれにいたしましても、今後の利活用等については地域全体に最善となる方向性を検討してまいりたいと思えます。

〔病院事務局長 佐藤直樹 着席〕

○9番（前川文博）

4点回答いただきました。まず1点目、2点目のほうからですね。3,500万円の内訳は8割が擁壁の改修で、残りが前払い家賃ということでございました。これを民間事業者がやれば安く終わるのではないかという期待もあると思うのですが、安くなったとかどうかというのは、市のほうでは管理ではないんですけども、そういうことは分かる状態になるのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（三井大輔）

そうした事業費につきましては、プロポーザルコンペの中である程度把握できるような形でできるようにしたいと考えております。

○9番（前川文博）

そこが分からないと、出して民間でやっても安くなったというところが出てこない、前払い家賃として入る分が増えないと何もメリットが出てこないと思えますので、そこはぜひ把握していただくようなやり方でしてもらいたいと思えます。それが民間でやるというメリットになってくるのかなというふうに思います。

それで、今の住宅ですけれども、これについては1Kで20平米以上ぐらいのものという話がありましたが、民間事業者が建てて提示する家賃上限、この前払い家賃を含めるのか含めないのか分かりませんが、上限はどれぐらいでということの思いはありますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（三井大輔）

こちらにつきましては民間の受託分もございますので、6万円程度が妥当ではないかなと考えております。その分から、家賃分の負担が減るといふふうに考えております。

○9番（前川文博）

そうすると、前払い家賃も込みで6万円ぐらいが上限で考えているということなので、前払い家賃の分を引いたら実際は5万円ぐらいになるとか、4万5,000円になるとか、そういう認識でよろしいですか。前払い家賃を入れて6万円ぐらいの家賃になっていくのか、どちらでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（三井大輔）

前払い家賃の分が、家賃分から引いた分を病院のほうに負担していただくという形になると思います。

○9番（前川文博）

今の聞いている話でいくと6万円ぐらいが家賃の金額で設定すると、単純に1万円ぐらい前払い家賃が月に入ると考えると、5万円ぐらいが病院の負担になるというような感覚で私は受け取らせていただきました。

次に3番目、4番目のほうにいくと、医師住宅と同じ感覚で民間を一定期間借り上げると。研修医住宅と同じ感覚でやっていきますと。それで維持管理を低減していくということでした。医師住宅4部屋と医療従事者向け6部屋で、全部で10部屋ですけど、今の状況を考えると、ここに希望する方は大体入ってしまえる状況ですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

現時点の入居者等を含めたところでは、要望する人は入れる見込みです。

○9番（前川文博）

使い勝手が悪いとか、そういうことで民間に入っている方もここに入れるのであれば多分本人の負担は減るのでいいのかなと。場所も歩いてでも自転車でも行ける距離になると思いますので、その辺はぜひ入れるように数を調整していただきたい。6部屋と決まっていますので、これを増やしてくれというわけにもいかないと思いますが、希望者は入れるというようにいいものになればいいなと思います。

4点目の今ある住宅の利活用ですよね。マイナス要因が多い。これは当然今まで言っていた話なので、そこを活用すると。病院の職員が行って掃除したりいろいろなことをやらなければいけないので、その手間を省くために民間の借り上げをやっているということですので、その方向な

らその方向できちんとそれでいていただければいいんですが、先ほど譲渡できるのが望ましいということでした。昔の研修住宅も貸し出しをしていると思うのですが、この市の財産を譲渡というのは簡単にできそうなものですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

いろいろな調整は必要になると思いますが、相手方が社会福祉法人とかそういった法人であったら可能であると考えております。

○9番（前川文博）

分かりました。相手先にもよるとのことだと思います。そういう法人で必要だと思いますので、早めに対応していただいて、手放すものは手放すということで飛騨市も身軽になることも必要だと思いますので、その方向で進めていただきたいと思います。

それでは4点目に入ります。グラウンドのくぎ対策ということですが、これは1つの項目です。学校の授業中などにグラウンドでのけがが全国で発生しております。市内のグラウンドでも過去に町民運動会や学校行事において、目印のためにくぎにテープをつけて打ち込んだこともあります。それを全て抜いたかどうかというのは多分誰も記憶がないのではないかと思います。また、抜こうとしたらテープだけ取れてくぎだけ残ったとか、そういったことも数多くあったと思います。私、小学校、中学校時代には学校行事としてグラウンドでテントを張っているいろいろやったりして、いろいろ打ち付けました。ペグとかは大きいので抜いて帰っていますが、何を打ったのかもあまり覚えておりません。それで、何を何本使ってどれだけ回収したのかというのは誰も把握してないと思います。児童・生徒が大けがする前にグラウンドの安全確認をしていくべきだと思いますが、飛騨市の対応はどのようになっていますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

グラウンドのくぎ対策についてですが、グラウンドと都市公園がございますので、私からは教育委員会事務局所管のグラウンドについてお答えします。

まず、学校施設のグラウンドです。学校のグラウンドにおいては、今年4月に東京都の小学校において体育の授業中に転倒した児童が、校庭に放置されたくぎで裂傷を負うという事故を受けまして、5月12日の文部科学省からの事務連絡に基づき、5月18日、各小・中学校に対し「校庭等における危険物の確認・除去等について」として安全点検の徹底を依頼したところですが、先般8月の公園グラウンドにおける同様の事故報道を受けまして、改めて8月23日にも各小・中学校に対し、同様の事故防止措置を依頼いたしました。

学校の対応としましては、毎月の学校施設定期点検時における安全点検のほか、8月から9月にかけて職員・児童・保護者・地域ボランティア等によるグラウンドの危険物確認を行い、うち4校において危険と判断されるくぎが見つかったため、これらは全て回収、撤去を行ったところ

今後の対策としましては、定期的なグラウンド危険物の確認を徹底していくとともに、学校グラウンドは一般開放施設としても利用されることも多いことから、利用団体に対してもこうした危険物の確認、撤去について依頼してまいりたいと考えております。

次に、社会体育施設のグラウンドです。先般の報道の内容を受けまして、まず競技用にくぎを設置されている可能性のあるグラウンドを確認し、指定管理施設も含め、古川町4施設、河合町3施設、宮川町4施設、神岡町3施設、計14のグラウンド施設について、8月30日と9月4日の2日間にわたって、目視及び金属探知機を使用しての調査を実施いたしました。特に頭が出ているくぎがないか念入りに調査しました。結果、野球場などで危険と思われるくぎ30本程度を撤去しました。ただし、社会体育施設の場合、競技団体においては目印としてのくぎの設置が不可欠なグラウンドもあります。その場合は、くぎがしっかり打ち込んであるか、目印の紐などが完全に地表に出ているかなどを確認しました。

今後の対応といたしましては、スポーツ協会を通じ、グラウンドを利用する各競技団体に対し、競技のために設置したくぎ等の安全点検の徹底と危険物の撤去について依頼を行うとともに、市及び指定管理者が管理するグラウンドについては、日頃の施設整備点検時において危険箇所がないか確認し、事故を未然に防ぐよう努めてまいります。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

続きまして、都市公園におけるくぎの対策についてお答えします。

8月2日の新聞報道を受け、都市公園で地表付近にくぎが設置されている可能性のある公園をリストアップした結果、現在グラウンドゴルフやゲートボールを行っている公園は、古川町に4か所、神岡町に2か所あり、過去に行っていた公園は古川町に7か所、神岡町に5か所あることが分かりました。

このため、まず8月3日に現在行っている公園について目視によるくぎの設置状況調査を実施し、対象の6公園にくぎが設置され地表から突き出ているものも確認しました。また8月31日には、過去に行っていた公園3か所について金属探知機による放置くぎの調査を実施したところ、2か所には確認できませんでしたが1か所から10センチメートルから20センチメートル程度のくぎ等が36本埋まっていたことを確認し、直ちに撤去いたしました。

今後の対応としましては、過去にゲートボール等を行っていた公園12か所について土木業者等に調査・撤去作業を委託する予定です。委託費につきましては、見積もりを徴収したところ約90万円ほどであり今年度予算にて対応いたします。また、現在グラウンドゴルフ等を行っている公園につきましては利用団体に対し行為の危険性や責任について認識していただき、撤去もしくは適切な管理をしていただくよう周知してまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○9番（前川文博）

回答いただきました。今のグラウンドゴルフとかをやっているところは定期的に使わ

れると思うんですけども、子供がピッと抜こうとしたら怒られたということもあったりして簡単に抜けやすいものがあるみたいなんです、安全確認上どの程度、こうやって抜けるようなものでは駄目とか、テープはどれぐらいつけるとか、その辺の基準は作られますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

特にそういった基準を設けるつもりはありませんが、利用団体が安全だと思う範囲で設置していただければと思います。

○9番（前川文博）

分かりました。とにかく安全管理が大事ですので、今後入れるときは何本入れて何本回収したとか、団体で把握してもらうように指導していただきたいと思います。

〔9番 前川文博 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で9番、前川議員の一般質問を終わります。